

運委参第 313 号
平成 23 年 9 月 30 日

長崎電気軌道株式会社
代表取締役社長 殿

運輸安全委員会
委員長 後藤 昇 弘

長崎電気軌道株式会社大浦支線における鉄道重大インシデント
に係る勧告について

本重大インシデントは、通票式を施行中の単線区間において第 1203 号車が存在しているにもかかわらず、第 1505 号車担当運転士が通票を確認しないまま単線区間に車両が進入したことにより発生したものと推定される。

本重大インシデント発生の背後要因として、貴社においては、関係社員に対する教育の内容及び方法並びに現場での作業実態の把握が十分ではなかった可能性があると考えられること、また、現場が受身的な組織になっている可能性があることが関与している可能性が考えられる。

貴社においては、インシデントの種類は異なるものの、短期間のうちに複数のインシデントが発生しており、さらに重大な事象を発生させないためには、直接的な再発防止策のみならず、安全管理体制の見直しを図る必要があると考えられる。

このことから、当委員会は、本重大インシデント調査の結果を踏まえ、輸送の安全を確保するため、貴社に対し、運輸安全委員会設置法第 27 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり勧告する。

また、同条第 2 項の規定に基づき、講じた措置を報告されたい。

記

1. 規程・基準等の教育について

- (1) 貴社は、保安方式施行に関する作業基準等が、適切かつ作業者の対応能力等の実態に合ったものであるかどうか検証すること。
- (2) 関係社員に対し、教育した内容が十分生かされるよう、適切な教育・訓練を行い、定期的かつ継続的に習熟度を確認すること。
- (3) 関係社員に対し、法令、社内規程等の意味を理解した上でそれらを遵守することを徹底すること。

2. 安全管理体制の充実及び効果的な施策の推進について

- (1) 現行の安全管理の各施策について、その効果について検証し、形骸化している体制や施策については廃止又は見直しを行うこと。
- (2) 本社主導の安全管理体制を見直し、現場が問題をなおざりにせず、主体的に学習し、自ら改善する組織になるような施策を実施すること。